

## イギリス 19 世紀半ばの特許制度廃止論をめぐって

: 1851 年議会上院特許法改正委員会での技師 I.K.ブルネルの証言を中心に

重富公生

2013 年 9 月 4 日 第 526 回経済学会例会

本報告では、イギリス 19 世紀なかばの特許廃止論を取り上げるが、その目的は次の二点である。ひとつは廃止論・反対論の主要な論点をあげることにより当時のイギリスで特許制度のどのような実態が問題視されていたのかを、特許制度改革論者ではなく廃止論者の視角で確認すること。二点目として、ブルネル(Isambard Kingdom Brunel)という当時を代表する技師の証言に焦点を当て、特許を 19 世紀なかばにその役割が急速に拡大しつつあった技師の仕事の現場に則した問題として捉え、その意味するところを考えてみたい。主たる資料として、1851 年の議会上院特許法改正委員会の議事録に残されているブルネルの証言内容を用いる。

産業革命の開始期とされる 18 世紀後半以降、イギリスの特許法・特許制度の問題点はたびたび指摘されていたにもかかわらず、基本的には 17 世紀前半以来の特許制度の枠組みが長らく維持されてきた。しかし 19 世紀半ばには制度改革要求が著しく昂揚したため、議会も特許法の本格的改正を視野に入れながら、改正に関わる委員会を上院に設置した。結果的に翌 1852 年に特許法は改正されるが、改正論とは別に、特許制度自体に反対しその廃止を主張する意見も根強いものがあつた。ブルネルはその廃止論者の旗頭と見なされていたが、委員会の証言で明らかにされた彼の廃止の論拠は、つぎの 4 点に集約することができよう。第一に、およそほとんどすべての発明はそれ自体に独創性（オリジナリティー）は乏しく、既知の内容の改良や模倣がほとんどであるという主張である。この点については、同じ委員会で証言した他の技師や製造業者も同趣旨の発言を行なっている。二番目の根拠は、特許制度のもたらす発明者の排他的特権により、第三者による技術改良・技術革新が著しく妨げられているという点である。これは技師ブルネルの日常業務の遂行にあたってきわめて切実で深刻な問題であつた。三番目の論拠として、ブルネルは次のことをあげている。発明は専門家的発明家ではなく、日頃その対象に関わり良く観察している現場の人間、とくに職工によって生み出されることが多い。それゆえ、その時々必要に応える発明は同時発生的に実現する性質がある。第四の論拠は、発明行為は秘匿して独力で行なうよりも、職場全体の協働・共同で取り組むほうがはるかに有益な結果につながるというブルネルの信念である。

19 世紀なかばのイギリス産業界は「技師と機械工の時代」と称されることもあり、技師の役割と社会的影響力は急速に増大しつつあつた。技師は、主導的技術者として、多くの分野の技術や発明を縦横に駆使することで業務を遂行する。一方で職業的技師は共存共栄的なエートスも有し、発明の排他的利用を意味する特許制度には反感を持つ傾向があつた。もちろん委員会で証言した技師でも特許制度を支持する者もいたので、ブルネルの根強い反対論・廃止論は、彼の個人的職業信念や資質にも由来している面があるとも言えよう。